

(案)

18法文第 号
平成18年12月 日

本 庁 各 課 長
議 会 事 務 局 総 務 課 長
教 育 委 員 会 事 務 局 総 務 課 長 殿
警 察 本 部 警 務 部 企 画 課 長
各 種 委 員 会 事 務 局 長

法務文書課長
(公印省略)

条例等の改正における新旧対照表方式の採用、法規文の左横書き化
及び県報の電子化について（通知）

条例、規則等の改正内容を一見して分かりやすいものとするため、改正方法を従来の「改め文方式」から「新旧対照表方式」に変更し、これに伴い、条例、規則等を他の公用文書等の形式に合わせて左横書きに変更するとともに、県報の発行方法を印刷を取りやめ県ホームページへの掲載に変更し、平成19年1月1日から実施することとなりましたのでお知らせします。

なお、これらの内容の詳細については、別紙のとおりです。

1 新旧対照表方式

本県では、条例等を改正する場合、改め文方式（「〇〇」を「△△」に改める。）を採用していますが、この方式は、簡潔に表現することができる反面、それのみでは分かりにくいという難点がありました。そこで、改正内容を一見して分かりやすいものとするため、条例等の改正方法を「改め文方式」から「新旧対照表方式」に変更します。

(1) 基本形式

香川県〇〇条例の一部を改正する条例	
香川県〇〇条例（平成〇年香川県条例第〇号）の一部を次のように改正する。	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正後	改正前
(〇〇)	(〇〇)
第〇条 <u>***〇〇*****</u> 。	第〇条 *** <u>△△</u> *****。
附 則	
1 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。	
(2 以下略)	

(2) 対象範囲

条例、規則、告示及び訓令の一部改正

(3) その他

- ① 条例改正の議案の形式は、新旧対照表方式となります。
- ② 新旧対照表方式の形式及び作成方法については、次によること。
 - ・ 香川県公文例規程の一部を改正する訓令（平成 18 年香川県訓令第 号）
 - ・ 条例、規則等の案文作成要領

2 法規文の左横書き化

(1) 条例等の形式を他の公用文書等の形式に合わせて左横書きに改正し、これに伴い規定の整備を行います。

① 対象範囲

条例、規則、告示、公告及び訓令

ただし、表、様式等で既に左横書きになっているもの及び賞状の様式等で左横書きにすることが適当でないものは除きます。

② 左横書きに伴う規定の整備の主な内容は、別表 1 のとおりです。

(2) 用字及び用語の整備については、これまでは条例等の内容改正の際に行っていましたが、左横書き化に併せて、主な用字及び用語について一括して行います。

① 対象範囲

条例、規則、告示、公告及び訓令

- ② 用字及び用語の整備の主な内容は、別表2のとおりです。(3)の条例等において掲げられていない用字及び用語については、これまでどおり、条例等の内容改正の際に改正の手続をしてください。
- (3) 上記(1)及び(2)の手続のため、次の条例等が制定されました。
- ・香川県条例の用字及び用語の整備等に関する条例（平成18年香川県条例第66号）
 - ・香川県規則の用字及び用語の整備等に関する規則（平成18年香川県規則第 号）
 - ・香川県告示の用字及び用語の整備等に関する規程（平成18年香川県告示第 号）
 - ・香川県公告の用字及び用語の整備等について（平成18年12月 日香川県公告）
 - ・香川県訓令の用字及び用語の整備等に関する規程（平成18年香川県訓令第 号）
- (4) 香川県法規集に掲載されているものについては、法務文書課において変更しますが、掲載されていない告示及び公告並びに要綱等については、各課において、香川県告示の用字及び用語の整備等に関する規程等の内容に沿って変更をしてください。

3 県報の電子化

県民サービスの向上を図るとともに、新旧対照表方式の採用により県報の頁数が増加することに対処するため、県報の発行方法を、印刷を取りやめ県ホームページ（トップページの「くらしの情報」の「県報」）への掲載に変更します。

なお、インターネットになじみのない人や県ホームページの停止等に備えて、県庁ロビー、県民室、県民センター、県立図書館、県立文書館及び法務文書課に県報をプリントアウトしたものを置き、閲覧できるようにします。

(1) 県報への掲載手続の変更点

- ① 原稿の提出期限を「7日前の正午まで」から「4日(休日を除く。)前まで」に短縮します。通常、火曜日発行の場合は前の週の水曜日、金曜日発行の場合はその週の月曜日となります。
- ② 県報掲載に係る原議書への掲載済印の押印を廃止し、電子決裁を利用しやすくしました。

(2) 上記手続のため、次の条例等が制定されました。

- ・香川県公告式条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第65号）
- ・香川県公報発行規則の一部を改正する規則（平成18年香川県規則第 号）

4 実施時期

平成19年1月1日

別表 1

1	章、節、款、条、表（別表を含む。以下同じ。） 及び様式の番号として用いられている漢数字	→	アラビア数字
2	号の番号として用いられている漢数字	→	左右を括弧で囲んだアラビア数字 [(1)、(2)、・・・]
3	号を第1次の段階で細分するために用いられている文字又は数字	→	50音順による片仮名 [ア、イ、・・・]
4	号を第2次の段階で細分するために用いられている文字又は数字	→	左右を括弧で囲んだ50音順による片仮名 [(ア)、(イ)、・・・]
5	号を第3次の段階で細分するために用いられている文字又は数字	→	アルファベット順による小文字のアルファベット [a、b、・・・]
6	表中その内容を第1次の段階で細分するために用いられている文字又は数字	→	アラビア数字
7	表中その内容を第2次の段階で細分するために用いられている文字又は数字	→	左右を括弧で囲んだアラビア数字 [(1)、(2)、・・・]
8	表中その内容を第3次の段階で細分するために用いられている文字又は数字	→	50音順による片仮名 [ア、イ、・・・]
9	表中その内容を第4次の段階で細分するために用いられている文字又は数字	→	左右を括弧で囲んだ50音順による片仮名 [(ア)、(イ)、・・・]
10	表中その内容を第5次の段階で細分するために用いられている文字又は数字	→	アルファベット順による小文字のアルファベット [a、b、・・・]
11	漢数字（次に掲げるものを除く。） ・1の項及び2の項に定めるもの ・固有名詞又は熟語の一部として用いられているもの ・万未満の端数を含まない数字の単位としての万又は億	→	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、3けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）
12	「左」、「左記」	→	次
13	「右」、「右記」	→	上記
14	同右	→	同上
15	「上欄」、「上段」	→	左欄
16	中段	→	中欄
17	「下欄」、「下段」	→	右欄

別表2

よう音「や」、「ゆ」、「よ」 「ヤ」、「ユ」、「ヨ」	→	「や」、「ゆ」、「よ」 「ヤ」、「ユ」、「ヨ」
促音「っ」、「っ」	→	「っ」、「っ」
「行なう」	→	「行う」
「こえる」	→	「超える」
「基く」	→	「基づく」
「因る」	→	「よる」
「引続く」	→	「引き続く」
「当る」	→	「当たる」
「終る」	→	「終わる」
「異なる」	→	「異なる」
「差引く」	→	「差し引く」
「止む」、「已む」	→	「やむ」
かかる	→	係る
「新に」	→	「新たに」
各号の一	→	各号のいずれか
「但し」、「但書」	→	「ただし」、「ただし書」
外(直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。)	→	ほか
すみやかに	→	速やかに
および	→	及び
ならびに	→	並びに
または	→	又は
もしくは	→	若しくは
「に定が」、「に定の」、「の定が」、 「の定の」	→	「に定めが」、「に定め」、 「の定めが」、「の定め」
うえ	→	上
つど	→	都度
手続き	→	手続
「虞れ」、「恐れ」	→	おそれ
の通り	→	のとおり
終り	→	終わり
且つ	→	かつ
毎に	→	ごとに
これ等	→	これら